

★ 広島県手数料条例施行規則等の一部を改正する等の規則（規則第四十二号）（建築課）

一 改正の要旨

広島県手数料条例の改正に伴い、構造計算適合性判定手数料に係る部分について削除するなど、次の規則について必要な改正等を行った。

- 1 広島県手数料条例施行規則
- 2 広島県建築基準法施行細則
- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則
- 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料に関する規則

二 施行期日

平成二十七年六月一日